（様式1）

主要資材差額算出調書(コンクリート用)

工事名
施工箇所
使用規格
使用部分

:受注者記入欄

:請求受理後に発注者記入欄

:自動計算欄

契約数量	単位	構造物の分類	ロス率	契約計上数量	当初単価(円)①
				0	

使用日	使用数量(m3)	変更資材単価(円)②	使用調整数量(m3)③	単価差(円)④=②-①	価格差額(円)⑤=③×④	製造地域	輸送車両台数(台)⑥	輸送調整車両台数(台)⑦	片道輸送距離(km)⑧	総輸送時間(h)⑨=⑦×⑧×2/40	適用輸送単価(円)⑩	遠隔輸送費(円)⑪=⑨×⑩	備考
	0		0		0							0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	
				0	0					0		0	

【注意事項】
1. 契約数量は、土木工事標準積算基準書（共通編）Ⅰ－5－①－1の数値基準による契約数量とする。（契約書＝数量総括表に記載されている数量とする。）
2. コンクリート構造物の分類は、土木工事標準積算基準書（共通編）Ⅱ－4－①－1の表1．1の分類を基本とする。
3. レーディーミクストコンクリートのロス率は、土木工事標準積算基準書（共通編）Ⅱ－4－①－2の表3．1ロス率（K）の値を基本とする。
4. 2、3は基準書のコンクリート工に記載されている数値を基本とするが、各工種で個別に定められている値がある場合は、その値を採用する。
5. 使用調整数量は、輸送した中で単価が高価な使用数量から順次減算し、契約計上数量同数になるまで行うものとする。
6. 輸送調整車両台数は、使用数量と使用調整数量が異なった場合、使用調整数量を4で除した値を輸送調整車両台数とする。
7. 輸送距離は、製造・生産地区外の片道距離を記入する。